

貸金庫規定

第1章 貸金庫条項

1. (収容品の範囲)

貸金庫の収容品は、次の物品に限ります

- (1) 公社債証券、株券その他の有価証券
- (2) 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- (3) 貴金属、宝石その他の貴重品等
- (4) その他、一般に相当と認められる物 ※美術品、骨とう品などは、変質の恐れのないものに限る。

貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。

- (1) 現金、その他のマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融および経済制裁違反等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
- (2) 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

2. (利用目的の確認)

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借主は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融および経済制裁違反等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融および経済制裁違反等の不正利用を防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

3. (契約期間)

この契約の契約期間は、契約日から1か年とします。

4. (鍵の保管)

貸金庫鍵正副2個のうち、正鍵は契約者が保管し、副鍵は契約者および当金庫職員立会いのもとで保管袋に入れ契約者が封印のうえ当金庫が保管します。

5. (貸金庫の開閉)

- (1) 貸金庫の開閉は、当金庫の営業時間内に限ります。貸金庫の開扉をする場合は、契約者または契約者が予め当金庫に届出た代理人が、正鍵および使用印を持参のうえ来店してください。
- (2) 契約者または契約者が予め当庫に届出た代理人が当庫所定の貸金庫開扉票に署名（記名）し、届出の印鑑を押印して提出してください。
- (3) 貸金庫容器内の収容品の出入れは、取引店内の当金庫指定の場所で行い、出入れ後は、閉扉（施錠）を確認してください。

6. (使用料)

- (1) 貸金庫の使用料は、契約日から1年間分を前払とします。なお、契約者の都合により途中で解約した場合には、使用料を返却しないものとします。
- (2) 契約期間終了後、収容品の引取を遅延したときは、延滞期間に応じ使用料相当の損害金をいただきます。
- (3) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。契約期間中に使用料が改定されたときは、次の期間から新料金を適用するものとします。

7. (正鍵の喪失)

- (1) 正鍵を喪失したときは、書面（喪失届）により取引店に届出てください。
- (2) 当金庫所定手続により開扉し、鍵の取替実費を支払って解約してください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

8. (収容品の引取)

店舗の移転、貸金庫室の修理その他やむを得ない事由によって、当金庫が収容品の点検または引取を請求したときは、契約者はすみやかにこれに応じてください。

9. (免責条項)

- (1) 諸届その他の書類に使用された印影を、当金庫が届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱ったうへは、正鍵またはそれらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (2) 収容品の有無および変動については、契約者または代理人が収容品の出入れを任意に行うものとしますので、当金庫は責任を負いません。
- (3) 事変、災害その他当金庫に責めのない事由による収容品の滅失、損傷、変質等の損害については、契約者は当金庫に請求できません。

10. (禁止事項)

貸金庫の使用権は、他に譲渡、転貸または質入れすることはできません。

11. (契約の継続)

この契約は、期限までに契約者または当金庫から申出がない限り、当初契約と同一の期間だけ継続するものとし、

以後も同様とします。

12. (使用料の支払方法)

- (1) 前条の場合、使用料は当金庫が指定預金口座から引落しのうえ受入れます。この場合、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とします。
- (2) 指定預金口座の残高が支払日において引落金額に満たない場合には、ただちに入金してください。万一、入金が遅延したときは、入金後いつでも当金庫において前項の手続をとるものとします。
- (3) 当金庫からの通知にもかかわらず、使用料の支払がなかったときは、契約の継続はなかったものとします。

この取引には、本章のほか、「第2章 貸金庫共通条項」が適用されるものとします。

第2章 貸金庫共通条項

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第2章第3条第2項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用ことができ、第2章第3条第2項第1号、第2号AからGまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

2. (解約および収容品の処分)

- (1) 契約期間終了または解約のときは、正鍵を（全自動の場合はカードとともに）返却し、当金庫所定の手続をしたうえで、収容品を引取ってください。
- (2) この契約が終了し、3ヶ月を経過したのち、当金庫からの通知にもかかわらず前項の手続をしない場合には、当金庫において公証人立会いのもとで副鍵により開扉することがあります。
- (3) 前項による開扉後、収容品を引取らないで3ヶ月を経過した場合には、当金庫は適宜の方法により収容品を処分することができます。対価を得て処分した場合には、使用料等の未収金を差引くことができます。

3. (当金庫による解約)

- (1) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。第1章第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 契約者が使用料を支払わないとき
- ② 契約者について相続の開始があったとき
- ③ 契約者もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 契約者または代理人がこの規定に違反したとき
- ⑥ 実在しない名義による契約であること、または契約名義人本人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき
- ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第1章第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
- ⑨ マネー・ロンダリング、テロ資金供与、拡散金融および経済制裁違反等の不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ロンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき
- ⑩ 上記①から⑨までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

- (2) 前項のほか、次の各号の1つにでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切と判断した場合は、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、契約者に通知することによりこの契約を解約することが出来るものとします。この場合、当金庫から解約通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明け渡してください。

- ① 契約者が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 契約者または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団員ではなくなった時から5年を経過しない者
- D. 暴力団準構成員
- E. 暴力団関係企業
- F. 総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等
- G. その他前各号に順ずる者

- ③ 契約者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

- (3) 前2項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の翌月から明渡しの属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。

なお、この不足額を指定口座から自動引落しすることが出来るものとします。

- (4) 第1項から第3項の明渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開扉のうえ、格納品を別途管理しもしくは、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には破棄することが出来るものとします。なお、当金庫は貸金庫の開扉に際して公証人等に立会いを求めることが出来るものとします。これらに要する費用は契約者の負担とします。
- (5) 使用料、遅延損害金その他契約者が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することが出来るものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求があり次第、支払ってください。

4. (届出事項の変更)

- (1) 印章、名称、代表者、住所、電話番号、代理人その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって取引店に届出てください。喪失および届出事項の変更前に生じた被害、および、届出の前に当金庫が行った通知の延着または未達等の事故については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 届出のあった名称・住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到着しなかったときでも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。

5. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

6. (準拠法令、合意管轄)

- (1) この取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この取引について訴訟の必要性が生じた場合には、当金庫本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

7. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上